

一般社団法人日本泌尿器科学会ロゴマークに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本泌尿器科学会（以下「本学会」とする。）のロゴマークおよびロゴマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 本学会のロゴマークの形状および色彩は、[別図](#)のとおりとする。

(使用に関する総括)

第3条 ロゴマークの使用に関しては、知的財産管理委員会委員長が総括し、理事会で報告する。

(使用者の対象)

第4条 ロゴマークを使用することが出来る者は、次のとおりとする。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会がロゴマークの使用を認めた団体等

(使用範囲)

第5条 ロゴマークは営利目的に使用してはならず、使用範囲は次のとおりとする。

- (1) 本学会が発行する印刷物および運営する Web サイト
- (2) 本学会が発行する会員カード
- (3) 本学会が作成する封筒、便せん等の文具類
- (4) 本学会の役員および職員の名刺
- (5) その他、知的財産管理委員会が許可したもの

(使用方法)

第6条 ロゴマークの使用に際しては、別途、知的財産管理委員会にて定めた「ガイドライン」に従うこと。

(使用許可申請および事務)

第7条 ロゴマークの著作権は本学会に帰属するため、無断で使用することは厳禁とする。

- 2 使用を希望する者は[所定の申請書](#)を事前に提出し、知的財産管理委員会長の許可を得なければならない。
- 3 第5条(1)、(2)、(3)および(4)に該当する場合は、前項の手続きは不要とする。
- 4 使用申請および許可に関する事務は、日本泌尿器科学会事務局知的財産管理委員会事務担当が行う。

(使用許可の取消し等)

第8条 知的財産管理委員長は、ロゴマークの使用目的または使用方法等が不適當であると認められた場合や、許可を得た者以外の第三者が使用した場合は、使用の許可を取り消し、または使用を中止させることができる。

2 前2項により、使用の許可を取消し、または使用を中止させたことによって損害が生じた場合でも、本学会はその責を負わない。

附 則

この規程は、平成26年（2014年）7月2日から施行する。

この規程は、令和元年（2019年）4月20日に改定された。